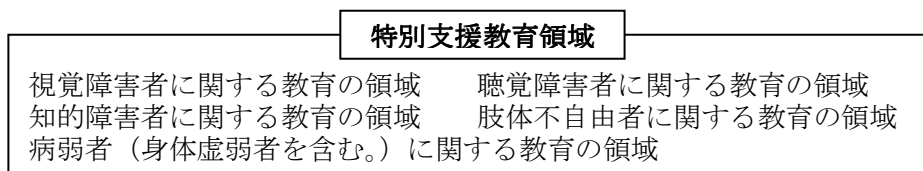


1 特別支援学校教諭免許状

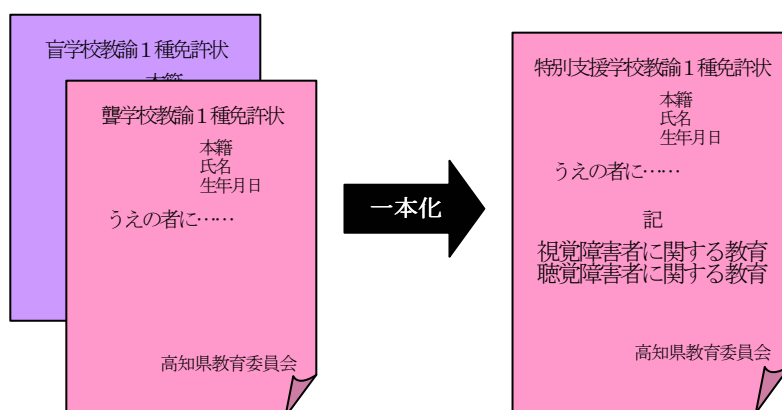
1) 特別支援学校教諭免許状制度の概要

盲・聾・養護学校が特別支援学校に一本化されたことに伴い、教育職員免許状も一本化された。(免許法第3条及び第4条の2)

また、特別支援学校教諭免許状は、学校教育法第72条に規定する特別支援学校の目的に合わせて、次の5つの特別支援教育領域について授与されることとなった。(免許法第5条の2第2項)



一本化された免許状のイメージ（注：書き換えなければならない訳ではない。）



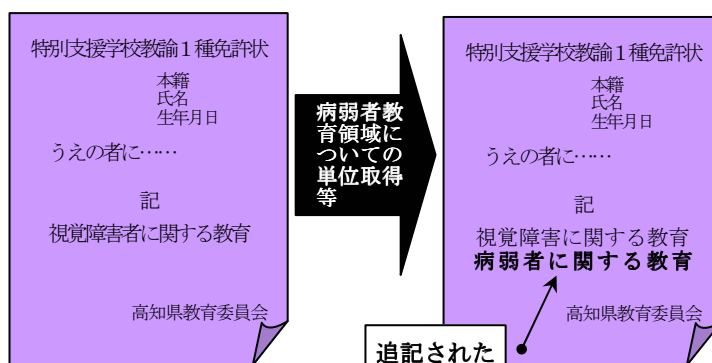
2) 旧盲・聾・養護学校教諭免許状の取扱い

改正前の免許法の規定により授与された免許状（旧免許状）は、下記のとおり、専修、1種又は2種の種類毎にそれぞれ相当する改正後の免許法の規定による免許状（新免許状）の授与を受けたものとみなされる。したがって、旧免許状を新免許状に書き換える必要はない。(免許法平成18年改正附則第5条等)

旧免許状	授与を受けたものとみなされる新免許状
盲学校教諭免許状	特別支援学校教諭免許状（視覚障害者教育領域）
聾学校教諭免許状	特別支援学校教諭免許状（聴覚障害者教育領域）
養護学校教諭免許状	特別支援学校教諭免許状（知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域及び病弱者教育領域）

3) 新教育領域の追加（免許法第5条の2第3項等）

ある特別支援教育領域についての特別支援学校教諭免許状（既取得特別支援学校教諭免許状）の授与を受けた者が、当該既取得特別支援学校教諭免許状に定められていない別の特別支援教育領域（新教育領域）に関する科目を修得した場合、又は当該免許状を授与した都道府県教育委員会が行う教職員検定（例えば、認定講習の単位を修得し、基礎免許状に相当する学校の教員としての実務経験が1年以上である場合に受ける審査）に合格した場合には、当該都道府県教育委員会は、既取得特別支援学校教諭免許状に当該新教育領域を追記することにより、新たに担任できる教育領域を追加して交付する。



以下については、略称の一覧（p 1 2）を参照しながら読んでください。（『中心として教授されるもの』や『含む領域』等がキーワードとなります。）

2 教員としての実務経験をもとにした特別支援学校教諭免許状の取得（免許法第6条第2項別表第7、施行規則第18条及び県規則第14条）

1) 特別支援学校教諭2種免許状の取得

① 免許状の授与を受けようとする場合（別添単位修得例参照）

小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭のいずれかの免許状（授与の願い出の基礎資格となる免許状）の取得者は、当該免許状を取得した後、相当する学校における教員として、3年以上、良好な勤務成績で勤務し、かつ、別添の附表1（p 1 3）に規定する単位数（以下を参照のこと）を修得することにより、都道府県教育委員会に対して特別支援学校教諭2種免許状の授与を願い出ることができる。

ア 第1欄

特別支援教育の基礎理論に関する科目を1単位以上修得しなければならない。

なお、県規則表6注1の（1）の規定により、当該科目の修得単位数が2単位を超えている場合であっても、当該科目の修得単位数の計は2単位とみなされる。

イ 第2欄

視覚障害者教育領域又は聴覚障害者教育領域を担当できる教育領域として免許状に定める場合にあつては、当該教育領域に関する心理等に関する科目について1単位以上、当該教育領域に関する課程等に関する科目について1単位以上、合わせて2単位以上を修得しなければならない。

知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域又は病弱者教育領域を担当できる教育領域として免許状に定める場合にあつては、当該教育領域に関する心理等に関する科目及び課程等に関する科目について、合わせて1単位以上を修得しなければならない。ただし、当該教育領域に関する心理等に関する科目及び課程等に関する科目が1つの科目として開設されている場合については、当該科目の修得をもって替えることができる。

なお、心理等に関する科目及び課程等に関する科目については、いずれも、授与を受けようとする免許状に定められる事となる教育領域（免許状教育領域）が『中心として教授されるもの』（その科目において、免許状教育領域の教授内容が半分以上を占めるもの。当該領域が『中心となる領域』。略称一覧（p 1 2）参照。）でなければならない。

ウ 第3欄

いずれの教育領域を免許状に定める場合にあつても、視覚障害者教育領域、聴覚障害者教育領域、知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域及び病弱者教育領域に関する科目、並びに重複障害・LD等に関する科目のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものについて、1単位以上修得しなければならない。

免許状教育領域以外の教育領域に関する科目のうち、心理等に関する科目又は課程等に関する科目の修得については、双方の科目を修得する必要がある。また、それらの科目は、免許状教育領域以外の領域が『含む領域』（『中心となる領域』以外の領域）として設定されてもよい。

なお、免許状教育領域以外の領域に関する科目のうち、重複障害・LD等に関する科目については、その事項が『中心として教授されるもの』でなければならない。

エ 第1欄、第2欄及び第3欄の科目の単位数の合計

うえのア、イ及びウの規定を満たしたうえで、それぞれの単位数の合計が6単位以上でなければならない。

オ 第2欄及び第3欄に該当する科目

イ) 授与を受けようとする免許状に定められる事となる教育領域をA領域とする場合

第2欄に該当する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A領域が中心として教授される心理等に関する科目又は課程等に関する科目</li> </ul>
第3欄に該当する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B領域が中心として教授される心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目、又はB領域が含まれる心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目</li> <li>・ C領域が中心として教授される心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目、又はC領域が含まれる心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目</li> <li>・ D領域が中心として教授される心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目、又はD領域が含まれる心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目</li> <li>・ E領域が中心として教授される心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目、又はE領域が含まれる心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目</li> <li>・ 重複障害・LD等が中心として教授される科目</li> </ul>

ロ) 授与を受けようとする免許状に定められる事となる教育領域をA及びB領域とする場合

第2欄に該当する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A領域が中心として教授される心理等に関する科目又は課程等に関する科目</li> <li>・ B領域が中心として教授される心理等に関する科目又は課程等に関する科目</li> </ul>
第3欄に該当する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C領域が中心として教授される心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目、又はC領域が含まれる心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目</li> <li>・ D領域が中心として教授される心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目、又はD領域が含まれる心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目</li> <li>・ E領域が中心として教授される心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目、又はE領域が含まれる心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目</li> <li>・ 重複障害・LD等が中心として教授される科目</li> </ul>

② 既取得特別支援学校教諭免許状に新しい教育領域の追加の定めを受けようとする場合（（教育職員免許法施行規則第7条第5項）別添単位修得例参照）

いずれかの教育領域を定めた免許状を取得している者は、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員を含む。）として一年間良好な成績で勤務し、当該免許状を取得した後、別添の附表1（p13）に規定する単位数（以下を参照のこと）を修得することにより、都道府県教育委員会に対して既取得特別支援学校教諭免許状に新しい教育領域の追加の定めを願うことができる。

ア 第1欄

特別支援教育の基礎理論に関する科目を、新たに取得する必要はない。

イ 第2欄

追加の定めを受けようとする免許状教育領域以外の領域（新教育領域）それぞれについて、以下の規定を満たす必要がある。

視覚障害者教育領域又は聴覚障害者教育領域を担当できる新教育領域として定める場合にあっては、当該新教育領域に関する心理等に関する科目について1単位以上、当該新教育領域に関する課程等に関する科目について1単位以上、合わせて2単位以上を修得しなければならない。

知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域又は病弱者教育領域を担当できる新教育領域として定める場合にあっては、当該新教育領域に関する心理等に関する科目及び課程等に関する科目

について、合わせて1単位以上を修得しなければならない。ただし、当該新教育領域に関する心理等に関する科目及び課程等に関する科目が1つの科目として開設されている場合については、当該科目の修得をもって替えることができる。

また、心理等に関する科目及び課程等に関する科目については、いずれも、免許状教育領域が『中心として教授されるもの』でなければならない。

なお、既取得特別支援学校教諭免許状の取得の際に、免許状教育領域以外の教育領域に関する科目であったために、第3欄の科目として取り扱われていた科目のうち、当該新教育領域が中心として教授される科目があれば、追加の定めのない出の際に第2欄の科目の計に加算することができる(※1)。ただし、当該教育領域が『含む領域』であった場合は第2欄の計には加算できない(※1の2:1種免許状の場合において同じ)。

#### ウ 第3欄

うえのイの(※1)の取扱いにより、第3欄の修得科目についての規定を満たさなくなる場合については、視覚障害者教育領域、聴覚障害者教育領域、知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域及び病弱者教育領域に関する科目並びに重複障害・LD等領域に関する科目のうち、免許状教育領域及び新教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むもののうち必要なものを修得し直すことによって補わなければならない。

#### エ 第2欄及び第3欄に該当する科目

既に授与を受けた免許状に定められた教育領域がA領域であって、新教育領域をB領域とする場合については、以下のとおりである。

第2欄に該当する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A領域が中心として教授される心理等に関する科目又は課程等に関する科目(修得済み)</li> <li>・ B領域が中心として教授される心理等に関する科目又は課程等に関する科目(新たな修得又は修得済みの第3欄の科目から読替え)</li> </ul>
第3欄に該当する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C領域が中心として教授される心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目、又はC領域が含まれる心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目</li> <li>・ D領域が中心として教授される心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目、又はD領域が含まれる心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目</li> <li>・ E領域が中心として教授される心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目、又はE領域が含まれる心理等に関する科目若しくは課程等に関する科目</li> <li>・ 重複障害・LD等が中心として教授される科目</li> </ul>

なお、A領域を定める免許状の取得の際に以下のような単位の修得状況であった者が、B領域を新教育領域として定めようとする場合、科目番号④と⑦の科目の修得により、第3欄の規定「既

科目番号	特別支援教育に関する科目	中心となる領域	含む領域	取得済みの単位数	新たに追加取得する単位数	備考	
①	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1		第1欄	
②	免許状教育領域に関する科目として使用可能な科目	心理等に関する科目	A	なし	1	第2欄	
③		課程等に関する科目	A	なし	2		
④		心理等に関する科目	B	C			(1)
⑤		課程等に関する科目	B	なし			1
④	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	心理等に関する科目	B	C	1	第3欄	
⑥		課程等に関する科目	C	なし			1
⑦		重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	D・E	1		
合計				6	2		

取得特別支援学校教諭免許状の免許状領域A以外の領域」である「B、C、D及びE領域並びに重複障害・LD等領域」の修得条件を満たしていたのだから、B領域を新教育領域として定める免許状の授与を願い出る際は、科目番号⑤の科目の修得と併せて、科目番号④の科目を第2欄に該当する科目として取り扱う（読替え）ことができるが、この読替えにより第3欄に該当する科目の修得内容にC領域が欠けることとなることから、新たに科目番号⑥の科目（Cが『含む領域』である科目でもよい。）を修得し直す必要がある（うへのイの※1）。

## 2) 特別支援学校教諭1種免許状の取得

### ① 免許状の授与を受けようとする場合（別添単位修得例参照）

特別支援学校教諭2種免許状（願い出の基礎資格となる免許状）の取得者は、当該免許状を取得した後、相当する学校の相当する領域を担当する教員として、3年以上、良好な勤務成績で勤務し、かつ、別添の附表1（p13）に規定する単位数（以下を参照のこと）を修得することにより、都道府県教育委員会に対して特別支援学校教諭1種免許状の授与を願い出ることができる。

#### ア 第1欄

特別支援教育の基礎理論に関する科目を、新たに修得する必要はない。

#### イ 第2欄

視覚障害者教育領域又は聴覚障害者教育領域を担当できる教育領域として免許状に定める場合は、当該教育領域に関する心理等に関する科目について1単位以上、当該教育領域に関する課程等に関する科目について1単位以上、合わせて2単位以上を修得しなければならない。

知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域又は病弱者教育領域を担当できる教育領域として免許状に定める場合は、当該教育領域に関する心理等に関する科目及び課程等に関する科目について、合わせて1単位以上を修得しなければならない。ただし、当該教育領域に関する心理等に関する科目及び課程等に関する科目が1つの科目として開設されている場合については、当該科目の修得をもって替えることができる。

なお、心理等に関する科目及び課程等に関する科目については、いずれも、免許状教育領域が『中心として教授されるもの』でなければならない。

#### ウ 第3欄

いずれの教育領域を免許状に定める場合にあっても、視覚障害者教育領域、聴覚障害者教育領域、知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域及び病弱者教育領域に関する科目並びに重複障害・LD等に関する科目のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものについて、1単位以上修得しなければならない。

免許状教育領域以外の教育領域に関する科目のうち、心理等に関する科目又は課程等に関する科目の修得については、双方の科目を修得する必要がある。また、それらの科目は、免許状教育領域以外の領域が『含む領域』として設定されてもよい。

なお、免許状教育領域以外の領域に関する科目のうち、重複障害・LD等に関する科目については、その事項が『中心として教授されるもの』でなければならない。

#### エ 第1欄、第2欄及び第3欄の科目の単位数の合計

うえのア、イ及びウの規定を満たしたうえで、それぞれの単位数の合計が6単位以上でなければならない。

### ② 既取得特別支援学校教諭免許状に新しい教育領域の追加の定めを受けようとする場合（施行規則第7条第5項）（別添単位修得例参照）

いずれかの教育領域を定めた免許状を取得している者は、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員として一年間良好な成績で勤務し、当該免許状を取得した後、別添の附表1（p13）に規定する単位数（以下を参照のこと）を修得することにより、都道府県教育委員会に対して既取得特別支援学校教諭免許状に新しい教育領域の追加の定めを願い出ることができる。

なお、既に当該領域の特別支援学校教諭2種免許状を取得している者等にあつては、1種免許状と2種免許状の最低取得単位数の差の単位数以上を修得することによっても、新しい教育領域の追加の定めを願い出ることができる。※（p26）「特別支援学校教諭免許状に新たな領域を追加する場合の取り扱いの変更について」を参照のこと

#### ア 第1欄

特別支援教育の基礎理論に関する科目を、新たに取得する必要はない。

#### イ 第2欄

追加の定めを受けようとする免許状教育領域以外の領域（新教育領域）それぞれについて、以下の規定を満たす必要がある。

視覚障害者教育領域又は聴覚障害者教育領域については、当該教育領域に関する心理等に関する科目について1単位以上、当該教育領域に関する課程等に関する科目について1単位以上、合わせて4単位以上を修得しなければならない。

知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域又は病弱者教育領域については、当該教育領域に関する心理等に関する科目及び課程等に関する科目について、それぞれ1単位又は、当該教育領域に関する課程等に関する科目並びに当該教育領域に関する心理等に関する科目及び課程等に関する科目が1つの科目として開設されている科目1単位の修得をもって替えることができる。

また、心理等に関する科目及び課程等に関する科目については、いずれも、授与を受けようとする免許状に定められる事となる特別支援教育領域（免許状教育領域）が『中心として教授されるもの』でなければならない。

なお、既取得特別支援学校教諭免許状の取得の際に、免許状教育領域以外の教育領域に関する科目であったために、第3欄の科目として取り扱われていた科目のうち、当該新教育領域が中心として教授される科目があれば、授与の願い出の際に第2欄の科目の計に加算することができる（※2）。

ウ 第3欄

うえのイの（※2）の取扱いにより、第3欄の修得科目についての規定を満たさなくなる場合については、視覚障害者教育領域、聴覚障害者教育領域、知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域及び病弱者教育領域に関する科目、並びに重複障害・LD等領域に関する科目のうち、免許状教育領域及び新教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むもののうち必要なものを修得し直すことによって補わなければならない。

3) 旧盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状又は養護学校教諭免許状を取得するために認定講習等で取得した単位の取扱い（単位修得例参照）

過去に、盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状又は養護学校教諭免許状を取得するために、高知県教育委員会等が主催する認定講習等において取得した科目及び単位については、次の表の右欄の科目及び単位として合算することができる。

旧免許法に規定される特別支援教育に関する科目	新免許法に規定される特別支援教育に関する科目
盲学校教諭免許状の取得に係る「教育の基礎理論に関する科目」	特別支援教育の基礎理論に関する科目
聾学校教諭免許状の取得に係る「教育の基礎理論に関する科目」	
養護学校教諭免許状の取得に係る「教育の基礎理論に関する科目」	
盲学校教諭免許状の取得に係る「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」	視覚障害者教育領域が中心として教授される「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」
聾学校教諭免許状の取得に係る「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」	聴覚障害者教育領域が中心として教授される「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」
養護学校教諭免許状の取得に係る「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」	知的障害者教育領域が中心として教授される「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」、肢体不自由者教育領域が中心として教授される「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」又は病弱者教育領域中心として教授される「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」のうちのいずれか1つの科目
盲学校教諭免許状の取得に係る「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	視覚障害者教育領域が中心として教授される「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」
聾学校教諭免許状の取得に係る「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	聴覚障害者教育領域が中心として教授される「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」
養護学校教諭免許状の取得に係る「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	知的障害者教育領域が中心として教授される「幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」、肢体不自由者教育領域が中心として教授される「幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」、又は病弱者教育領域が中心として教授される「幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」のうちのいずれか1つの科目



- 4) 特別支援学校教諭免許状の授与の願い出に係る旧盲学校、聾学校又は養護学校における在職年数通算（平成18年法律第80号附則第8条第1項）

免許状の授与を願い出の場合における最低在職年数については、次の表の左欄の学校種において勤務した経験年数を、特別支援学校において右欄の教育領域を担当した勤務経験年数に合算することができる。

学校種	教育領域
盲学校	視覚障害者教育領域
聾学校	聴覚障害者教育領域
養護学校	知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域又は病弱者教育領域のうちのいずれか1つの教育領域

- 5) 認定講習等における単位修得等により盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状又は養護学校教諭免許状を取得している者の、盲学校、聾学校又は養護学校教諭免許状の取得に係った「教育の基礎理論に関する科目」の取扱い

過去に、盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状又は養護学校教諭免許状を取得するために、高知県教育委員会等が主催する認定講習等において取得した教育の基礎理論に関する科目の単位については、うへの3)の規定により、免許法第6条別表第7の規定による特別支援学校教諭免許状の授与のための「特別支援教育の基礎理論に関する単位」とみなすことができる。その場合にあっては、当該所有免許状の写しをもって、単位修得証明書の一部に替えることができる。

- 3 大学等の教職課程（通信制の課程を含む。）において免許状取得のための単位を修得する場合

- 1) 2種免許状の授与を受けようとする場合

小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭普通免許状を取得していることに加え、別添の附表2（p14）に規定する単位数（以下を参照のこと）を文部科学省から認定を受けた大学等において修得することにより、都道府県教育委員会に対して特別支援学校教諭2種免許状の授与を願い出ることができる。

ア 第1欄

特別支援教育の基礎理論に関する科目を2単位以上修得しなければならない。

イ 第2欄

視覚障害者教育領域又は聴覚障害者教育領域を担当できる教育領域として免許状に定める場合は、当該教育領域に関する心理等に関する科目について1単位以上、当該教育領域に関する課程等に関する科目について1単位以上、合わせて4単位以上を修得しなければならない。

知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域又は病弱者教育領域を、担任できる特別支援教育領域として免許状に定める場合は、当該教育領域に関する心理等に関する科目及び課程等に関する科目について、合わせて2単位以上を修得しなければならない。

また、うへの規定に加え、免許状教育領域に関するものについて合計8単位以上を修得しなければならない。

なお、心理等に関する科目及び課程等に関する科目については、いずれも、授与を受けようとする免許状教育領域が『中心として教授されるもの』でなければならない。

#### ウ 第3欄

いずれの教育領域を免許状に定める場合にあっても、視覚障害者教育領域、聴覚障害者教育領域、知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域及び病弱者教育領域に関する科目、並びに重複障害・LD等に関する科目のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものについて、3単位以上修得しなければならない。

免許状教育領域以外の教育領域に関する科目のうち、心理等に関する科目又は課程等に関する科目の修得については、双方の科目を修得する必要がある。また、それらの科目は、免許状教育領域以外の領域が『含む領域』として設定されてもよい。

なお、免許状教育領域以外の領域に関する科目のうち、重複障害・LD等に関する科目については、その事項が『中心として教授されるもの』でなければならない。

#### エ 第4欄

心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習の単位を3単位以上修得しなければならない。

#### オ 第1欄、第2欄、第3欄及び第4欄の科目の単位数の合計

うえのア、イ、ウ及びエの規定を満たしたうえで、それぞれの単位数の合計が16単位以上でなければならない。

### 2) 1種免許状の授与を受けようとする場合

小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭普通免許状を取得していることに加え、別添の附表2（p14）に規定する単位数（以下を参照のこと）を文部科学省から認定を受けた大学等において修得することにより、都道府県教育委員会に対して当該免許状の授与を願い出ることができる。

なお、特別支援学校教諭2種免許状を取得している者にあつては、附表2（p14）の1種免許状と2種免許状の最低修得単位数の差の単位数以上を修得することによつても、当該免許状の授与を願い出ることができる。（施行規則第10条の6）

#### ア 第1欄

特別支援教育の基礎理論に関する科目については、2単位以上を修得する必要がある。ただし、2種免許状を既に修得しているものについては、新たに修得する必要はない。

#### イ 第2欄

視覚障害者教育領域又は聴覚障害者教育領域を担当できる教育領域として免許状に定める場合は、当該教育領域に関する心理等に関する科目について1単位以上、当該教育領域に関する課程等に関する科目について2単位以上、合わせて8単位以上を修得しなければならない。

知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域又は病弱者教育領域を、担任できる教育領域として免許状に定める場合は、当該教育領域に関する心理等に関する科目及び課程等に関する科目について、合わせて4単位以上を修得しなければならない。

また、うえの規定に加えて、免許状教育領域に関するものについて合計16単位以上を修得しなければならない。

なお、心理等に関する科目及び課程等に関する科目については、いずれも、授与を受けようとする免許状教育領域が『中心として教授されるもの』でなければならない。

#### ウ 第3欄

いずれの教育領域を免許状に定める場合にあつても、視覚障害者教育領域、聴覚障害者教育領域、知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域及び病弱者教育領域に関する科目、並びに重複障害・LD等に関する科目のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むもの

ついて、5単位以上修得しなければならない。

免許状教育領域以外の教育領域に関する科目のうち、心理等に関する科目又は課程等に関する科目の修得については、双方の科目を修得する必要がある。また、それらの科目は、免許状教育領域以外の領域が『含む領域』として設定されてもよい。

なお、免許状教育領域以外の領域に関する科目のうち、重複障害・LD等に関する科目については、その事項が『中心として教授されるもの』でなければならない。

#### エ 第4欄

心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習の単位については、3単位以上取得修得しなければならない。ただし、既に2種免許状取得者については、新たに修得する必要はない。

#### オ 第1欄、第2欄、第3欄及び第4欄の科目の単位数の合計

うえのア、イ、ウ及びエの規定を満たしたうえで、それぞれの単位数の合計が26単位以上でなければならない。

### 3) 専修免許状の授与を受けようとする場合

小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭普通免許状を取得していることに加え、別添の附表2（p14）に規定する単位数（以下を参照のこと）を文部科学省から認定を受けた大学等において修得することにより、都道府県教育委員会に対して当該免許状の授与を願い出ることができる。

ただし、専修免許状の取得に必要とされる科目の単位数の合計50単位から、1種免許状の取得に必要とされる科目の単位数の合計26を差し引いた24単位については、文部科学省の認定を受けた大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得しなければならない。

### 4) 既取得特別支援学校教諭免許状に新しい教育領域の追加の定めを受けようとする場合

いずれかの教育領域を定めた免許状を取得している者は、当該免許状を取得した後、別添の附表2（p14）に規定する最低取得単位数（以下を参照のこと）を修得することにより、都道府県教育委員会に対して既取得特別支援学校教諭免許状に新しい教育領域の追加の定めを願い出ることができる。

#### ア 第1欄

特別支援教育の基礎理論に関する科目を、新たに取得する必要はない。

#### イ 第2欄

それぞれの新教育領域について、以下の規定を満たす必要がある。

取得しようとする免許状の種類に応じて、うえの3の1)のイ、又は3の2)のイの規定を満たす必要がある。

なお、既取得特別支援学校教諭免許状の修得の際に、免許状教育領域以外の教育領域に関する科目であったために、第3欄の科目として取り扱われていた科目のうち、当該新教育領域が中心として教授される科目があれば、授与の願い出の際に第2欄の科目の計に加算することができる（※3）。

#### ウ 第3欄

うえのイの（※3）の取扱いにより、第3欄の規定を満たさなくなった場合については、「視覚障害者教育領域、聴覚障害者教育領域、知的障害者教育領域、肢体不自由者教育領域及び病弱者教育領域に関する科目」並びに「重複障害・LD等領域に関する科目」のうち、免許状教育領域及び新教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものについて、不足する単位と同数以上の単位を修得することによって、単位数を補わなければならない。

4 この文書で使用する略称の一覧表

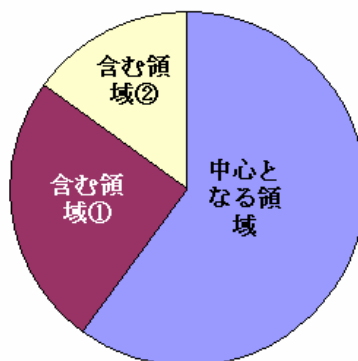
1) 法令・例規

正式名称	この文書での略称
教育職員免許法 (昭和24年法律第147号)	免許法
教育職員免許法施行規則 (昭和24年文部省令第27号)	施行規則
教育職員免許状に関する規則 (昭和44年高知県教育委員会規則第5号)	県規則

2) 用語等

種別	用語等	この文書での略称
特別支援教育領域	視覚障害者に関する教育の領域	視覚障害者教育領域 (又は「視」)
	聴覚障害者に関する教育の領域	聴覚障害者教育領域 (又は「聴」)
	知的障害者に関する教育の領域	知的障害者教育領域 (又は「知」)
	肢体不自由者に関する教育の領域	肢体不自由者教育領域 (又は「肢」)
	病弱者 (身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域	病弱者教育領域 (又は「病」)
特別支援教育に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心理等に関する科目
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	課程等に関する科目
	ある科目において教授される内容の半分以上を占める、5領域のうちの一つの教育領域	教授される内容が中心となる領域 (又は「中心となる領域」)
	「ある科目において、ある教育領域 (〇〇) の教授内容が半分以上を占める」科目 (もの)	「〇〇が中心として教授される」科目 (もの)
	教授される内容が中心となる領域以外に、当該科目において教授される領域	教授される内容が含まれる領域 (又は『含む領域』)
	「ある科目において、ある教育領域 (△△) の教授内容が半分以上を占めない」科目 (もの)	「教授される内容に△△が含まれる」科目 (もの)
	(施行規則第7条第1項備考3に規定する) その他障害により教育上特別の支援を要する者に対する教育に関する事項 (重複障害、言語障害、情緒障害 (自閉症を含む。)、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD)) を含むものに関する領域	重複障害・LD等領域

※『中心となる領域』及び『含む領域』のイメージ図



附表1 (県規則第14条表6 特別支援学校教諭免許状(免許法第6条別表第7及び施行規則第18条関係)

特別支援教育に関する科目			最低修得単位数			
			一種免許状		二種免許状	
第 一 欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		0		1 (* )	
第 二 欄	特別支援 教育領域	「視覚障害者」	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		1	2
		「聴覚障害者」に関する教育の領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1	
	に関する 科目	「知的障害者」	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		1 (※)	1
		「肢体不自由者」「病弱者」に関する教育の領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第 三 欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		1	1
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
計			6		6	

(\*) 特別支援教育の基礎理論に関する科目の単位の修得方法は、2単位を上限とし、2単位を超える単位数があるときには2単位とみなすものとする。

既取得特別支援学校免許状に新しい教育領域の追加の定めを受けようとする場合は、追加する領域について第2欄に定める単位数以上を修得するものとする。

なお、1種免許状に新しい領域を追加する場合は、2種免許状に当該領域を追加するために必要となる単位数についても修得していなければならない。

(※) 知・肢・病の領域について領域追加をする際の修得単位は、心理等に関する科目と課程等に関する科目が一つの科目として開設されている科目を1単位修得している場合は、もう1単位は課程等に関する科目を修得しなければならない。

附表2（免許法第5条別表1）

特別支援教育に関する科目			最低修得単位数								
			専修免許状			一種免許状			二種免許状		
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2			2			2		
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	「視覚障害者」「聴覚障害者」に関する教育の領域	1	8	16	1	8	16	1	4	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2			2			1		
	「知的障害者」「肢体不自由者」「病弱者」に関する教育の領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	4		1	4		1	2	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			2			1		
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		5			5			3		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目										
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3			3			3		
	計		50			26			16		

## 単位修得例

平成19年度以降の高知県免許法認定講習において開設する予定の科目の一覧が下記のとおりであるとした場合について、それを前提とした単位の修得例を1～3に示す。

	特別支援教育に関する科目	中心となる領域	含む領域	単位数	
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1	
2	免許状教育領域に関する科目として使用可能な科目 (免許状取得時に 免許状教育領域として定められず、 下の欄の科目として取扱われたもの を含む。)	心理等に関する科目	視	なし	1
3		課程等に関する科目	視	なし	1
4		心理等に関する科目	聴	なし	1
5		課程等に関する科目	聴	なし	1
6		心理等及び課程等に関する科目	知	なし	1
7	心理等及び課程等に関する科目	肢	なし	1	
8	心理等及び課程等に関する科目	病	なし	1	
9	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病	1
合 計				9	

1 平成19年4月1日以降に、認定講習等によって、新たに単位を修得する場合

1) 視覚障害者教育領域のみを定める特別支援学校教諭2種免許状の取得のための修得単位列

	特別支援教育に関する科目	中心となる領域	含む領域	単位数	備 考	
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1 + 1	第1欄	
2	免許状教育領域に関する科目として使用可能な科目	心理等に関する科目	視	なし	1	第2欄
3		課程等に関する科目	視	なし	1 + 1	
9	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病	1	第3欄
合 計				6		

又は

	特別支援教育に関する科目	中心となる領域	含む領域	単位数	備 考	
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1	第1欄	
2	免許状教育領域に関する科目	心理等に関する科目	視	なし	1 + 1	第2欄
3		課程等に関する科目	視	なし	1	
4	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	心理等に関する科目	聴	なし	1	第3欄
9		重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病	1	
合 計				6		

2) 視覚障害者教育領域及び知的障害教育領域を共に定める特別支援学校教諭2種免許状の取得のための修得単位列

	特別支援教育に関する科目	中心となる領域	含む領域	単位数	備考	
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1	第1欄	
2	免許状教育領域に関する科目	心理等に関する科目	視	なし	第2欄	
3		課程等に関する科目	視	なし		
6		心理等及び課程等に関する科目	知	なし		
9	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病	1	第3欄
合 計				6		

3) 視覚障害者教育領域及び聴覚障害教育領域を共に定める特別支援学校教諭2種免許状の取得のための修得単位列

	特別支援教育に関する科目	中心となる領域	含む領域	単位数	備考	
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1	第1欄	
2	免許状教育領域に関する科目	心理等に関する科目	視	なし	第2欄	
3		課程等に関する科目	視	なし		
4		心理等に関する科目	聴	なし		
5		課程等に関する科目	聴	なし		
9	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病	1	第3欄
合 計				6		



4) 5領域全てを定める特別支援学校教諭2種免許状の取得のための修得単位列

	特別支援教育に関する科目	中心となる領域	含む領域	単位数	備考	
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1	第1欄	
2	免許状教育領域に関する科目	心理等に関する科目	視	なし	1	第2欄
3		課程等に関する科目	視	なし	1	
4		心理等に関する科目	聴	なし	1	
5		課程等に関する科目	聴	なし	1	
6		心理等及び課程等に関する科目	知	なし	1	
7		心理等及び課程等に関する科目	肢	なし	1	
8	心理等及び課程等に関する科目	病	なし	1		
9	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病	1	第3欄
合 計				9		

5) 視覚障害者教育領域のみを定める特別支援学校教諭2種免許状に、聴覚障害者教育領域を追加して定めるための修得単位列

	特別支援教育に関する科目	中心となる領域	含む領域	取得済みの単位数	新たに追加取得する単位数	備考
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目			2		第1欄
2	免許状教育領域に関する科目	心理等に関する科目	視	なし	1	第2欄
3		課程等に関する科目	視	なし	2	
4		心理等に関する科目	聴	なし	1	
5		課程等に関する科目	聴	なし	1	
9	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病	1	第3欄
合 計				6	2	

特に、授与時点で第3欄に該当する科目として、聴覚障害教育領域が中心として教授される科目を修得済みであった場合

	特別支援教育に関する科目		中心となる領域	含む領域	取得済みの単位数	新たに追加取得する単位数	備考
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目				1		第1欄
2	免許状教育領域に関する科目	心理等に関する科目	視	なし	1		第2欄
3		課程等に関する科目	視	なし	1		
4		心理等に関する科目	聴	なし		(1)	
5		課程等に関する科目	聴	なし		1	
4	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	心理等に関する科目	聴	なし	1		第3欄
		心理等に関する科目	知	聴	1		
9		重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病	1		
合 計					6	1	

注 表中の(1)は、本文2の※1の規定による単位の読替え

知が中心として教授され、教授される領域に聴が含まれる心理等に関する科目は、聴がいわゆる『含む領域』であるため第2欄の合計に加えることができない。

- 6) 視覚障害者教育領域のみを定める特別支援学校教諭2種免許状を取得しているものが、当該領域に係る1種免許状に上進するための修得単位列

	特別支援教育に関する科目		中心となる領域	含む領域	単位数	備考
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目					第1欄
2	免許状教育領域に関する科目	心理等に関する科目	視	なし	1 + 1	第2欄
3		課程等に関する科目	視	なし	1 + 1 + 1	
9	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病	1	第3欄
合 計					6	

7) 視覚障害者教育領域、知的障害者教育領域及び病弱者教育領域を共に定めた特別支援学校教諭

2種免許状を取得している者が、当該3領域に係る1種免許状に上進するための修得単位列

	特別支援教育に関する科目	中心となる領域	含む領域	単位数	備考	
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目				第1欄	
2	免許状教育領域に関する科目	心理等に関する科目	視	なし	1	第2欄
3		課程等に関する科目	視	なし	1 + 1	
6		心理等及び課程等に関する科目	知	なし	1	
8		心理等及び課程等に関する科目	病	なし	1	
9	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病	1	第3欄
合 計				6		

8) 知的障害者教育領域及び肢体不自由者教育領域を共に定める特別支援学校教諭1種免許状に、視覚障害者教育領域を追加して定めるための修得単位列（当該領域の2種免許状ありの場合）

	特別支援教育に関する科目	中心となる領域	含む領域	取得済みの単位数	新たに追加取得する単位数	備考
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目					第1欄
2	免許状教育領域に関する科目	心理等に関する科目	視	なし	1	第2欄
3		課程等に関する科目	視	なし	1	
7		心理等及び課程等に関する科目	知	なし	3	
8		心理等及び課程等に関する科目	肢	なし	2	
9	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病	1	第3欄
合 計				6	2	

特に、授与時点で第3欄に該当する科目として、視覚障害教育領域が中心として教授される科目を修得済みであった場合（当該領域の2種免許状ありの場合）

	特別支援教育に関する科目	中心となる領域	含む領域	取得済みの単位数	新たに追加取得する単位数	備考
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目					第1欄
2	免許状教育領域に関する科目	心理等に関する科目	視	なし	1	第2欄
3		課程等に関する科目	視	なし	(1)	
7		心理等及び課程等に関する科目	知	なし	2	
8		心理等及び課程等に関する科目	肢	なし	1	
3	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	課程等に関する科目	視	なし	1	第3欄
5		心理等に関する科目	聴	なし	1	
9		重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病	1	
合 計				6	1	

注 表中の(1)は、本文2の※2の規定による単位の読替え

- 9) 知的障害者教育領域及び肢体不自由者教育領域を共に定める特別支援学校教諭1種免許状に、病弱者教育領域を追加して定めるための修得単位列（当該領域の2種免許状なしの場合）

	特別支援教育に関する科目	中心となる領域	含む領域	取得済みの単位数	新たに追加取得する単位数	備考
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目					第1欄
6	免許状教育領域に関する科目	心理等及び課程等に関する科目	知	なし	2	第2欄
7		心理等及び課程等に関する科目	肢	なし	3	
8		心理等及び課程等に関する科目(※)	病	なし	<u>2</u>	
9	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病	1	第3欄
合 計				6	<u>2</u>	

(※) 心理等に関する科目及び課程等に関する科目をそれぞれ1単位又は両方の内容を含む科目1単位と課程等に関する科目1単位

2 平成19年3月31日以前に、認定講習等による単位を修得している場合

- 1) 認定講習等により下記の単位を修得済みの者が、新制度において単位を追加取得して、知的障害教育領域を定める特別支援学校教諭2種を取得しようとする場合

取得済みの科目及び単位数一覧

特殊教育に関する科目	単位数	旧法	備考
養護学校教諭2種免許状取得に係る「基礎理論に関する科目」	1	第1欄	新第1欄の単位として可能
養護学校教諭2種免許状取得に係る「心理等に関する科目」	0	第2欄	新第2欄の心理等に関する科目として利用可能 (ただし、知、肢又は病のいずれかの教育領域に係る当該科目の単位として1授与の願い出限り)
養護学校教諭2種免許状取得に係る「課程等に関する科目」	2 (1単位ずつ、2科目修得)	第3欄	新第2欄の課程等に関する科目として利用可能 (ただし、知、肢又は病のいずれかの教育領域に係る当該科目の単位として1授与の願い出限り)
合計	3		

単位修得例(知、肢又は病のいずれか1つ(この例は、知的障害者教育領域のみを定めるために過去の単位を利用する場合))

	特別支援教育に関する科目	中心となる領域	含む領域	取得済みの単位数	新たに追加取得する単位数	備考
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1	1	第1欄
6	免許状教育領域に関する科目	課程等に関する科目	知	1	1	第2欄
		心理等及び課程等に関する科目	知	なし		
9	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	課程等に関する科目	肢又は病のどちらかの申請用に残せる。	1	1	第3欄
		重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病		
合計				3	3	

単位修得例（知、肢又は病のいずれか2つ（この例は、知的障害者教育領域及び病弱者教育領域のみを定めるために過去の単位を利用する場合））

	特別支援教育に関する科目	中心となる領域	含む領域	取得済みの単位数	新たに追加取得する単位数	備考	
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1		第1欄	
6	免許状教育領域に関する科目	課程等に関する科目	知		1	第2欄	
		心理等及び課程等に関する科目	知	なし			1
		課程等に関する科目	病		1		
8		心理等及び課程等に関する科目	病	なし		1	
9	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病		1	第3欄
合 計				3	3		

2) 認定講習等により下記の単位を修得済みの者が、新制度において単位を追加取得して、知的障害教育領域を定める特別支援学校教諭2種を取得しようとする場合

取得済みの科目及び単位数一覧

特殊教育に関する科目	単位数	旧法	備考
養護学校教諭2種免許状取得に係る「基礎理論に関する科目」	2	第1欄	新第1欄の単位として可能
養護学校教諭2種免許状取得に係る「心理等に関する科目」	1	第2欄	新第2欄の心理等に関する科目として利用可能 (ただし、知、肢又は病のいずれかの教育領域に係る当該科目の単位として1授与の願い出限り)
養護学校教諭2種免許状取得に係る「課程等に関する科目」	2 (1単位ずつ、2科目修得)	第3欄	新第2欄の課程等に関する科目として利用可能 (ただし、知、肢又は病のいずれかの教育領域に係る当該科目の単位として1授与の願い出限り)
合 計	5		

単位修得例（知、肢又は病のいずれか1つ（この例は、知的障害者教育領域のみを定めるために過去の単位を利用する場合））

	特別支援教育に関する科目	中心となる領域	含む領域	取得済みの単位数	新たに追加取得する単位数	備考
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目			2		第1欄
	免許状教育領域に関する科目	心理等に関する科目	知	1		第2欄
		課程等に関する科目	知	1		
	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	課程等に関する科目	肢又は病のどちらか1つに	1		第3欄
9		重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病		
	合 計			5	1	

- 3) 認定講習等により下記の単位を修得済みの者が、新制度において単位を追加取得して、知的障害教育領域を定める特別支援学校教諭2種を取得しようとする場合  
取得済みの科目及び単位数一覧

特殊教育に関する科目	単位数	旧 法	備 考
養護学校教諭2種免許状取得に係る「基礎理論に関する科目」	1	第1欄	新第1欄の単位として可能
養護学校教諭2種免許状取得に係る「心理等に関する科目」	2	第2欄	新第2欄の心理等に関する科目として利用可能（ただし、知、肢又は病のいずれかの教育領域に係る当該科目の単位として1授与の願い出限り）
養護学校教諭2種免許状取得に係る「課程等に関する科目」	2	第3欄	新第2欄の課程等に関する科目として利用可能（ただし、知、肢又は病のいずれかの教育領域に係る当該科目の単位として1授与の願い出限り）
合 計	5		

単位修得例（知、肢又は病のいずれか2つ（この例は、知的障害者教育領域及び肢体不自由者教育領域を定めるために過去の単位を利用する場合））

	特別支援教育に関する科目	中心となる領域	含む領域	取得済みの単位数	新たに追加取得する単位数	備考
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1		第1欄
	免許状教育領域に関する科目	心理等に関する科目	知	1		第2欄
		課程等に関する科目	知	1		
		心理等に関する科目	肢	1		
		課程等に関する科目	肢	1		
9	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病	1	第3欄
	合 計			5	1	

3 平成19年3月31日以前に、認定講習等により、盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭免許状を取得している場合は、平成19年4月1日をもって当該領域に係る特別支援学校教諭免許状を授与されたものとみなされている。(平成18年法律第80号附則第5条)

そのため、これらの免許状に新教育領域を追加する場合にも、新たに特別支援学校教諭免許状の授与を行うのではなく、領域の追加として取り扱うことになる。

領域の追加にあたっては、特別支援学校教諭免許状に新教育領域を追加する場合と同様、領域追加に必要な単位を修得すれば足り、第1欄、第3欄に掲げる科目の単位を修得する必要はない。

特別支援学校教諭の免許状を有する者に対し、当該免許状に定められている領域とは別の領域を定めた同一の種類(2種、1種、専修)の特別支援学校教諭免許状の授与は行わない。(この場合新教育領域の追加で対応する。)

しかし、同一種の免許状を有しない場合、例えば、2種免許状を持たず、1種免許状(視覚)だけを有している者に対して、2種免許状(聴覚)を授与することは可能である。

1) 旧養護学校教諭1種免許状取得者が、新たに視覚障害者教育領域を定める特別支援学校教諭2種免許状を取得するための単位を修得する場合

	特別支援教育に関する科目		中心となる領域	含む領域	取得済みの単位数	新たに追加取得する単位数	備考
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目				(2)		第1欄
6	免許状教育領域に関する科目	心理等に関する科目	視	なし		1	第2欄
7		課程等に関する科目	視	なし		1 + 1	
9	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病		1	第3欄
合 計					(2)	4	
					計	6	

注 表中の(2)は、本文2の3の規定による単位の読替え

(修得すべき科目の単位は、基礎免許状(2種免許状取得においては、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭又は幼稚園教諭免許状、1種免許状取得においては当該教育領域に係る2種免許状のことである。)取得後のものでなければならないため、大学等の認定課程等において、基礎免許状と同時に取得した単位は当該申請に利用できない。(免許法第5条別表第7))



- 2) 旧養護学校教諭1種免許状取得者が、新たに視覚障害者教育領域を定める特別支援学校教諭2種免許状を取得するための単位を修得する場合（ただし、過去に盲学校教諭2種免許状を取得するために1単位を修得していたため、合計6単位にするための追加取得単位数が3単位で済む場合であって、将来聴覚障害者教育領域の追加考えているとき）

	特別支援教育に関する科目		中心となる領域	含む領域	取得済みの単位数	新たに追加取得する単位数	備考
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目				(2)		第1欄
6	免許状教育領域に関する科目	心理等に関する科目	視		1		第2欄
7		課程等に関する科目	視	なし		1	
	免許状教育領域以外の教育領域に関する科目	課程等に関する科目	聴	なし		1	第3欄
9		重複障害・LD等に関する科目	重複障害・LD等	視・聴・知・肢・病		1	
	合 計				1 + (2)	3	
					計	6	

注 うえの単位修得例3の1)の注に同じ

## ○特別支援学校教諭免許状に新たな領域を追加する場合の取り扱いの変更について

教育職員検定により、特別支援学校教諭免許状に新たな領域を追加する場合の取り扱いが、つぎのとおり、一部変更になりました。

### 1 教育職員検定(別表第7)における領域の追加の定めにかかる必要単位数について

(1) 特別支援学校教諭免許状(盲・聾・養護学校教諭免許状を含む。)への新教育領域追加に必要な単位数  
(教育職員免許法施行規則第7条第5項第1号)

追加する領域	免許状種類	必要単位数	単位の修得方法
視覚障害者 聴覚障害者	専修・1種	4単位	当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ1単位以上
	2種	2単位	
知的障害者 肢体不自由者 病弱者	専修・1種	2単位	当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ1単位以上(※)
	2種	1単位	当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目の内容を含む科目1単位以上

(※) 免許法認定講座等の単位で、当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目と教育課程等に関する科目をそれぞれ1単位以上取得することでも可能

(2) 2種免許状を有する者等の単位数 (教育職員免許法施行規則第10条の6)

(ア) 追加しようとする領域を定めた2種免許状を持っている場合等について(第4項)

特別支援学校教諭1種免許状に、新教育領域を追加する場合において、以下のような場合には、2種免許状に当該領域を追加するための専門性はすでに確保されているとみなされるため、2種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は既に修得したものとみなすこととされている。

このため、下記①～③の場合においては、1種免許状に新教育領域を追加するために必要な上記単位数から、2種免許状に当該領域を追加するために必要な単位数を差し引いたものを取得すればよいことになる。

① 当該領域を定めた2種免許状を所持している場合

(例) 養護学校教諭の1種免許状と、視覚障害領域の2種免許状を所持している者が、視覚障害領域を1種免許状に追加するためには、(4-2単位)で2単位のみ取得すればよいことになる。(従来と同じ)

② 当該領域を定めた2種免許状に係る所要資格を得ている場合

③ 特別支援学校教諭の2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合

(イ) 追加しようとする領域を定めた2種免許状の授与を受けるために単位を修得している場合(第5項)

① 当該新教育領域を定めた2種免許状の授与を受けるために修得した単位

② 2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位

これらの単位は、施行規則第7条第3項及び第5項に定める1種免許状に係る領域追加のための修得単位数に含めることができる。

ただし、同条第3項及び第5項に定める単位数のうち、2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とする。

## 2 実務の検定(必要な最低在職年数)について (教育職員免許法施行規則第7条第5項第3号)

実務の検定として、領域の追加についても、特別支援学校の教員(※)として1年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を必要とすることになった。

※特別支援学校教員としての勤務経験について

### ① 2種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合

幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員としての勤務年数を含む。

### ② 専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合

当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員としての勤務年数に限られる。

## 3 盲・聾・養護学校の免許状を所持する者が新教育領域を追加する場合

旧免許状を所持する者は、平成19年4月1日に特別支援学校教諭免許状を授与されたものとみなされているため、旧免許状を所持する者が新教育領域を追加する場合にも、特別支援学校教諭免許状に新教育領域を追加する場合と同様、第2欄にかかる必要単位を修得すれば足り、第3欄に掲げる科目の単位を修得する必要はない。